

幹事におけるこれまでの協議事項

- 1 実施日程
- 2 短答式試験の在り方
- 3 論文式試験の在り方
  - (1) 試験時間・配点
  - (2) 出題の在り方
  - (3) 最低ライン点の在り方
  - (4) 成績判定の在り方
  - (5) 出題趣旨・採点実感の在り方
- 4 その他

## 司法試験の在り方についての受験者アンケート集計結果

(回答数 2,501 内訳：司法修習生 1,079, 法科大学院(LS)修了者 621, 出願予定者 801)

※LS修了者には、一部合格者を含む。出願予定者は、願書交付所で願書を受領した者等にアンケートを依頼したもの。

### 1 回答者の属性等

(1) 司法試験 (H18から開始された司法試験) の受験回数					
回答数	1回	2回	3回	受験経験なし	無回答
2,501	1,263 (50.5%)	645 (25.8%)	355 (14.2%)	203 (8.1%)	35 (1.4%)

3 短答式試験  
4 論文式試験 については、回答不要

(2) 司法試験を受験した当時の職種						
回答数	公務員	教職員	会社員	法律事務所事務員	塾講師	自営業
2,501	44 (1.8%)	5 (0.2%)	111 (4.4%)	32 (1.3%)	27 (1.1%)	40 (1.6%)
	大学院生	無職	その他	無回答		
	504 (20.2%)	1,392 (55.7%)	121 (4.8%)	225 (9.0%)		

(3) 司法試験の受験に際し、宿泊施設等への宿泊をしましたか			
回答数	宿泊した	宿泊しない	無回答
2,501	836 (33.4%)	1,449 (57.9%)	216 (8.6%)

(4) (宿泊した場合) 宿泊をした理由は何ですか				
回答数	遠隔地受験で 宿泊不可避	交通遮断等の 不安除去	その他	無回答
836	308 (36.8%)	505 (60.4%)	19 (2.3%)	4 (0.5%)

(5) 受験時の年齢 ※直近受験年の12月末日時点の年齢						
回答数	25歳以下	26～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	無回答
2,501	795 (31.8%)	910 (36.4%)	507 (20.3%)	165 (6.6%)	60 (2.4%)	64 (2.6%)

(6) 性別			
回答数	男性	女性	無回答
2,501	1,837 (73.5%)	585 (23.4%)	79 (3.2%)

## 2 司法試験の日程について

- (1) 現在の日程（5月中旬頃の4日間に短答式と論文式を実施）を概ね維持することを前提

ア 短答式と論文式の先後関係について、どちらが良いと思うか				
回答数	短答式が初日	短答式が最終日	特に意見はない	無回答
2,501	779 (31.1%)	604 (24.2%)	1,107 (44.3%)	11 (0.4%)

イ 中日についてどう思うか（現状：2日目と3日目の間）						
回答数	現状が良い	短答式と論文式の 間が良い	中日は不要	特に意見はない	その他	無回答
2,501	1,752 (70.1%)	154 (6.2%)	154 (6.2%)	366 (14.6%)	50 (2.0%)	25 (1.0%)

ウ 論文式試験科目の順序について （現状：1日目 選択・公法系，2日目 民事系，3日目 刑事系）				
回答数	現状が良い	変更した方が良い	特に意見はない	無回答
2,501	720 (28.8%)	224 (9.0%)	1,536 (61.4%)	21 (0.8%)

エ 試験日程中、休日（土曜、日曜）が1日のみとなることについて （現状：2日間）				
回答数	1日のみでも良い	1日のみとなるのは良くない	特に意見はない	無回答
2,501	517 (20.7%)	642 (25.7%)	1,254 (50.1%)	88 (3.5%)

- (2) 現在の日程を一定程度変更することを前提

短答式試験と論文式試験の間に短期間の間隔をあげ、別々に実施するという考え方について				
回答数	賛成	反対	どちらでも良い	無回答
2,501	1,034 (41.3%)	551 (22.0%)	884 (35.3%)	32 (1.3%)

## 3 短答式試験について

(1) 各科目の試験時間について、問題数や問題の難易度に照らし、どのように感じたか				
回答数	長すぎる	適当	短すぎる	無回答
2,298	140 (6.1%)	1,805 (78.5%)	317 (13.8%)	36 (1.6%)

(上記内訳)

	回答数	長すぎる	適当	短すぎる	無回答
司法修習生	1,079	64 (5.9%)	908 (84.2%)	85 (7.9%)	22 (2.0%)
LS修了者	601	38 (6.3%)	461 (76.7%)	97 (16.1%)	5 (0.8%)
出願予定者	618	38 (6.1%)	436 (70.6%)	135 (21.8%)	9 (1.5%)

(2) 各科目の問題数について、試験時間や問題の難易度に照らし、どのように感じたか				
回答数	多すぎる	適当	少なすぎる	無回答
2,298	311 (13.5%)	1,910 (83.1%)	49 (2.1%)	28 (1.2%)

(上記内訳)

	回答数	多すぎる	適当	少なすぎる	無回答
司法修習生	1,079	109 (10.1%)	935 (86.7%)	22 (2.0%)	13 (1.2%)
LS修了者	601	83 (13.8%)	505 (84.0%)	7 (1.2%)	6 (1.0%)
出願予定者	618	119 (19.3%)	470 (76.1%)	20 (3.2%)	9 (1.5%)

(3) 各科目の問題の難易度について、試験時間や問題数に照らし、どのように感じたか				
回答数	より易しい問題にすべき	適当	より難しい問題にすべき	無回答
2,298	320 (13.9%)	1,887 (82.1%)	63 (2.7%)	28 (1.2%)

(上記内訳)

	回答数	より易しい問題にすべき	適当	より難しい問題にすべき	無回答
司法修習生	1,079	90 (8.3%)	939 (87.0%)	36 (3.3%)	14 (1.3%)
LS修了者	601	88 (14.6%)	494 (82.2%)	14 (2.3%)	5 (0.8%)
出願予定者	618	142 (23.0%)	454 (73.5%)	13 (2.1%)	9 (1.5%)

## 4 論文式試験について

## (1) 試験時間全体について

論文式試験の試験時間を全体として見た場合、どのように感じたか				
回答数	全体として 長すぎる	適当	全体として 短すぎる	無回答
2,298	241 (10.5%)	1,552 (67.5%)	474 (20.6%)	31 (1.3%)

(上記内訳)

司法修習生	1,079	85 (7.9%)	829 (76.8%)	154 (14.3%)	11 (1.0%)
LS修了者	601	74 (12.3%)	393 (65.4%)	128 (21.3%)	6 (1.0%)
出願予定者	618	82 (13.3%)	330 (53.4%)	192 (31.1%)	14 (2.3%)

## (2) 各科目の試験時間について

各科目の試験時間について、どのように感じたか				
回答数	長すぎる	適当	短すぎる	無回答
2,298	89 (3.9%)	1,370 (59.6%)	797 (34.7%)	42 (1.8%)

(上記内訳)

司法修習生	1,079	36 (3.3%)	720 (66.7%)	309 (28.6%)	14 (1.3%)
LS修了者	601	22 (3.7%)	338 (56.2%)	229 (38.1%)	12 (2.0%)
出願予定者	618	31 (5.0%)	312 (50.5%)	259 (41.9%)	16 (2.6%)

## (3) 問題の内容について

ア 論文式試験の問題は、法科大学院における教育内容を踏まえたものであったか				
回答数	踏まえたものであった	概ね踏まえたものだったが、そうでない科目も若干存在した	踏まえたものではなかった	無回答
2,298	975 (42.4%)	808 (35.2%)	372 (16.2%)	143 (6.2%)

(上記内訳)

司法修習生	1,079	534 (49.5%)	313 (29.0%)	137 (12.7%)	95 (8.8%)
LS修了者	601	255 (42.4%)	251 (41.8%)	77 (12.8%)	18 (3.0%)
出願予定者	618	186 (30.1%)	244 (39.5%)	158 (25.6%)	30 (4.9%)

イ 論文式試験の問題について、何か改善すべきところがあると感じるか			
回答数	感じる	感じない	無回答
2,298	809 (35.2%)	1,219 (53.0%)	270 (11.7%)

(上記内訳)

司法修習生	1,079	350 (32.4%)	658 (61.0%)	71 (6.6%)
LS修了者	601	234 (38.9%)	300 (49.9%)	67 (11.1%)
出願予定者	618	225 (36.4%)	261 (42.2%)	132 (21.4%)

## 司法試験に関する改善要望点について

平成 26 年 10 月 17 日

法科大学院協会司法試験等検討委員会

## 第1 試験日程について

## 1 短答式試験の実施日程について

受験生の疲弊度や回答に要求される体力との関係などからも、短答式試験を最終日に設定することは避けるべきである。むしろ、短答式試験を初日に実施し、休みを置いて、論文式試験に移行する方が望ましい。

## 2 司法試験自体の実施時期について

司法試験が法科大学院修了後に実施されることによって、法科大学院修了と司法修習開始との間に長い間隙を生じ、その間の修了生（受験生）の不安定な地位への懸念から、法科大学院を経て法曹となることへの魅力が減殺されていることに留意するべきである。こうした間隙を生じさせず、修了生の地位を安定させるような試験日程の検討が必要である。こうした日程の実現のため、成績評価の在り方の改革も検討されてよい。

## 第2 成績評価結果の公表の在り方について

## 1 （現行の）採点実感公表の改善について

採点実感の公表については、それが実際に受験生にどのように受けとめられているかという具体的影響・効果を意識した上で、内容に留意した公表が求められる。具体的には、指摘されている事項に全て応えていなければ合格水準に達していないと誤解されかねないことに留意するべきである。理想的な答案として満たしていることが望ましい事項と最低限要求される事項とを並列的に記載するのではなく、峻別するべきである。そのためにも、抽象的な総評として述べるのではなく、個々の実際に提出された答案の具体的内容に即してコメントすることが望ましい。具体的には、「答案Xは、結論として上位…位と評価されたものであるところ、\*\*\*の点について『###』という言葉があったために極めて高い評価を受けた（その理由は、…という点にある。）のに対し、¥¥¥の点については『\$\$\$』という記述にとどまったため、この部分では高い評価を受けなかった（その理由は、…という点にある。）。他方、答案Yは、……。」というように、読み手が1通の答案としての要求水準を正確に把握できるように記述することが求められる。現在のような総花的な指摘事項の列挙では、これに対応する受験生は、結果的に総花的な記述にはしり、予備校提供の論証を筆写するというような選択をしがちになってしまう。

また、採点実感の作成にあたっては、試験委員の一部の独善的な意見の公表とならないように、複数の委員が合議の上で作成することが望ましいのは言うまでもない。

## 2 参考答案の配布について

採点基準やその具体的な適用結果を公表する方途として、実際の答案の採点結果について、複数の答案採点例を列挙して公開する方法を検討するべきである。個人情報保護との関係で、答案そのものを公開できないという場合でも、複数の具体的な答案

ごとに、採点のポイントとなった点を説明しつつ、総合評価がどのようになされたのかを説明することは積極的に実施するべきである。

### 第3 出題内容・成績評価について

#### 1 短答式試験について

科目数削減に応じて、存置科目の難易度（知識要求度）が（極端に）高まるのではないかという懸念がある。受験者の負担軽減という制度変更の趣旨及び論文式試験を採点評価するに値する最低水準を満たしているかを判定するという短答式試験の最低基準点の趣旨に整合するように、難易度（知識要求度）を高めるべきではない。

#### 2 論文式試験について

##### (1) 出題量について

個々の出題内容自体については概ね評価されているものの、解答時間に比して作業量が非常に多い出題量となっている点については、法的思考力よりも過度に事務処理能力を問う結果になってしまうという観点からの批判が多く聞かれる。そこで、出題量を減らす、すなわち、問う論点数を減らしながら、絞られた問題について法的思考力を深く問う方向に修正するべきである。

出題量を減らす具体的な方途としては、小問形式が採用されている科目では、小問の個数を限定し、小問形式が採用されていない科目では、個数を限定した小問の出題や設例の一部に下線を付した範囲を直接の出題対象とするなどの工夫が求められる。

深く法的思考力を問うにあたっては、単に抽象的な規範定立を求めることを中心とせず、当該論点に関する対立当事者間でのあり得べき議論を意識した出題をするなどの工夫が必要である。設例における「…」が法\*条の「\*\*\*」に該当するという原告（検察官）の主張に対し、被告（被告人）としては、いかなる事実要素を重視して、いかなる解釈・適用をすべきと反論するのが適切かといった観点からの出題が考えられる。

##### (2) 出題範囲について

各科目ごとの個々の出題内容自体については概ね評価されているものの、基本7科目ないし選択科目を含めた合計8科目を総合してみたときに、全体としての要求範囲が過度に広いのではないかという批判が聞かれる。すなわち、8科目を一人の院生が1回の試験で全て対応しなければならないということを踏まえて、各科目での要求範囲（出題範囲）を検討していないのではないかという問題である。受験科目数が8科目となっていることを踏まえて、受験生に過度な負担とならないように、各科目の出題範囲を絞り込む必要がある。具体的には、後述する検証制度を実施するなどして、一人の受験生が対応する出題範囲の総体として過酷なものとならないように各科目の出題範囲を設定する必要がある。

### 第4 論文式試験の成績評価について

#### 1 成績評価基準の科目間調整

各科目ごとでの成績評価において、他の科目と比較して、過度に厳格な評価となっ

て、その科目での厳格評価が不合格に直結することがないように、科目間での成績評価の均質化・等質化が必要である。基本科目においても、1科目でも厳格評価の結果として最低基準点に達しないとされる場合には不合格に直結するのであるから、成績評価基準の平準化は重要である。さらに、選択科目間で評価基準にバラつきがあれば科目選択による不公平を招くことになるので、とりわけ平準化が重要となる。

## 2 科目合格制度採用の検討

短答式試験と論文式試験との総合評価という観点や合格者の総量（司法研修所収容定員）の問題との関係で検討事項は残るものの、税理士試験のような各科目ごとの合格判定制度の採用が検討されてよい。

## 3 成績評価の重点項目化

近時の成績評価のあり様については、極度に細かい採点基準に基づいて、子細にわたって複雑な採点がなされているものと理解され、これに対応して受験生も枝葉末節にこだわって網羅的・総花的な記述にはやるあまり、結局、予備校型論証パターンの筆写へとつながっていると考えられる。そこで、将来的には、枝葉末節に至るような細かな採点基準を排し、重点項目化した骨太の採点基準による大胆な成績評価が検討されるべきである。

## 第5 試験問題の検証体制（モニター制度）について

### 1 事前検証について

法曹となるための適性の基礎を判定するのに必要な範囲を超えて過度に広範囲にわたる出題としないために、本来であれば、適切なモニター受験生（新任検事などが想定される。）が試験実施前に全科目を試験日程と同様のスケジュール設定でモニター受験し、8科目を総体として見たときに受験生に過酷な出題内容となっていないかを事前確認するような方策を採るべきである。

### 2 事後検証について

仮に、上記のような事前検証が機密保持上困難であるとされる場合でも、少なくとも、適切なモニター受験生が一般受験生と同一条件・環境で受験し（すなわち、モニター受験を本試験と並行実施し）、8科目の総体として過酷な出題となっていないかたかを事後的に検証するべきである。

## 第6 その他



## 司法試験に関する改善提案点について

2014. 10. 31

日弁連法科大学院センター

副委員長 亀井尚也

## 1 短答式試験に関して

- (1) 日弁連では毎年11月ころに行う司法試験シンポジウムにおいて、司法試験の傾向分析を行ってきたが、短答式試験については、基本的な知識を確認するのは当然として、問題量が多すぎたり、旧試験で見られたようなパズル的で複雑な出題形式を用いることは、事務処理的に速く回答できることを受験者に求めることとなるので、すべきでないことを指摘してきた。

平成26年度は、刑法の問題文の量が増えており、かつ刑法で複雑な形式の出題が一部採用されており、受験者からも、特に刑法が時間不足となり難しかった、との感想が寄せられている。

来年度から科目が憲法・民法・刑法の3科目となるが、科目数が減る代わりに難しくなるのではないかと一部では懸念されている。内容的に難しくなることも問題であるが、特に問題文の量を増やしたり出題形式を複雑にしたりすることは避け、出題形式をよりシンプルにし、問題文の量も抑えるべきである。

- (2) 求める知識について、平成26年度の民法は基本的知識や判例百選レベルの基本判例より細かい知識の問題が増えた。商法もその傾向にあった。ただし、民法はシンプルな出題形式に統一し、かつ問題文の量も特に多くなかったため、受験者からそれほど難しくなったとの声は聞かれていない。

しかし、短答式試験は法曹に必要な基本的知識の確認のための試験であり、求められる知識を必要以上に増やして難しくするような方向は弊害になりかねない。純粹未修者が3年間で到達できる知識量を基本に考えるとすれば、求める知識レベルの限定は必要であり、条文・理論の基本的知識と判例百選レベルの基本判例にとどめるべきである。

- (3) ここ最近の民法・刑法は、単に知識の有無を問うだけでなく、知識を事例に適切にあてはめることができるかどうかの思考力を試す出題も増えているようであるが、この点は法曹に必要な能力であり、問題文の量が現在以上に増えるといったことがない限り、問題ない。

## 2 論文式試験について

- (1) 小問数や論じるべき論点を多くすることは、深い説得的な思考をするよりも、事務处理的に速く回答できることを受験者に求めることとなるので、問題であることは、これまでの司法試験シンポで繰り返し強調してきたことである。新しい法曹像として求められているのは、そのような事務処理能力に長けていることよりも、創造性に富んだ柔軟で洞察力のある思考ができる能力のはずである。

問題数や論点が多すぎる傾向は、平成21年から23年ころにかけて特に強くみられ、その点の批判を受けて、平成24年から緩和されてきていると思われるが、平成26年はなお刑法・商法で論じるべき論点の量が多く、短い時間で網羅的に記述することが求められた印象がある。毎年いずれかの科目でこのような指摘がなされることがずっと続いている。試験で差をつけようとする、どうしても作問者が論じるべき論点を多く入れこんで作問することになりがちであり、複数で出題を検討する場合でも、論点を増やしこそすれ、逆に論点を減らすのはなかなか難しい。小問数や論じるべき論点は、やや少ないのではないかと思われる程度が、出題としてはちょうど適当であるということ、作問において徹底すべきである。

なお、新司法試験の発足にあたって確認されたところの、比較的長文の具体的な事例を出題するという点は、実務家の登用試験としては維持すべきであり、設例自体をコンパクトにするのは旧司法試験に逆戻りすることにほかならず、相当でない。量の多さが問題であるのは、設例の長さではなく、論点や小問数の多さである点に留意すべきである。

- (2) この間の出題傾向として、単に設例の法的結論を論じさせるのではなく、当事者の視点に立って一定の方向から法律構成や法的説明を考えさせる問題や、基本的知識を使って実務的に現場思考をさせるような問題が増えてきているが、判例を中心とした論点の理解と吐き出しを中心に学修してきた受験者にとっては難しいかもしれない。このため、難しさを緩和するために、問題文中に誘導を多くしていることも特徴である。

このような出題が目指す方向は、過度に誘導することの是非はともかくとして、法を使って問題を解決することを期待される法曹の途に進んでいく者を選抜するための試験としては、適切であり、今後も進めていくべきである。ただし、それによって論じるべき論点や小問数が増えることになってはいけない、という点は繰り返し強調し

たい。

- (3) 科目によって成績分布が非常に低いところに集中し、当該科目の成績だけで不合格となる者が多く出るような、科目間の大きな格差(例えば平成26年度の公法や倒産法)や、年度によってそのような科目の入れ代わりが生じることは、評価の偏りを生むことにつながり、ある科目で急に難易度が増すような激変が起こることも含めて、資格試験としての予測可能性や安定性の観点から問題である。
- (4) 以上に述べた(1)や(3)の問題点については、そのような事態を避けるようにするといった単なる申し合わせをするだけでは、毎年の繰り返しが続くだけであり、実効性を担保できない。この点を実効的にするには、少なくとも以下のような具体的措置を採るべきである。
- ① 毎年の出題が適当な内容・分量であったかどうかについて、これまでは各科目の考査委員任せにしてきたものと思われるが、今後はフィードバックを各科目で集団的に行いその結果を記録化して明確な申し送り事項とすることや、科目を通じた全体的検討を行い結果を記録化するなど、システム化・系統化すべきである。
  - ② 作問過程で、出題候補問題を若手の法曹に解かせてその結果を評価し、難易度や分量を検証するといったモニタリングを、これも各科目の考査委員に採否をまかせるのではなく、全科目でシステムとして採り入れるべきである。
- (5) 採点基準について、裁量点を加味しつつも論点毎に配点を割り振って積み上げることを基本とする方式は、採点のブレをなくす意図に基づくものと思われるが、法的な分析・構成力や論述能力、妥当な問題解決能力といった本当に必要な能力を測ることと適合しているのか、という疑問がある。そこに論じるべき論点の多さが加わる(平成21年~23年ころが特にそうであった)と、結局は受験生をして、内容は浅くても万遍なく答案を書くという方向を取らせることになる。採点基準を論点ごとに細かく分断すると、論点落ちをした部分は部分点が抜け落ちるので全体を合計した点が低くなるというのは、試験を採点する者が常に経験することであり、このような採点方法を基本とすることは、科目間格差の要因にもなる。

分析力・思考力・論述能力や問題解決能力等を総合的に測るのであれば、採点基準を細かく分断して1点刻みで採点するよりも、視点だけを示しておいて大雑把に採点する方法やABCDといった段階評価方式にし、各ランクの相対分布の目安をあらかじめ決めておくことや、採点者2名の評価の差が大きい場合に3人目の採点者が採点に

加わって評価の優劣を決定する方法等を組み合わせること（平成15年に法務省の新司法試験実施に係る研究調査会の在り方検討グループにおける宮川・磯村両提案など）なども、検討すべきではないか。

- (6) このように採点基準のあり方を再検討するとともに、合否判定の結果について外部からの検証が可能になるよう、これまでのような出題趣旨と採点実感を網羅的に述べて公表するような方法よりも、むしろ採点基準ないし採点で重視する視点を端的に公表するのと合わせて答案の一部を公表し、どのような答案が「優秀」「良好」「一応の水準」「不良」ないし ABCD の各ランクに相当するのか、かつその答案が何故そのランクになるのかといった情報も開示すべきである。

また、受験者への点数の開示はこれまで公法系・民事系・刑事系というように科目系列毎に一括りにしてなされてきたが、このように採点基準と実際の答案の評価を公表する方向を考える以上は、受験者への開示も各問題毎に行うこととすべきである。

- (7) 以上の採点基準に関しても、有効な検証を行いながら改善を図っていくために、作問時と同様に、以下のような具体的措置を採るべきである。

- ① 採点基準が適切であったかどうかについて、フィードバックを各科目で集団的に行いその結果を記録化することや、科目を通じた全体的検討を行い結果を記録化するなど、システム化・系統化すべきである。
- ② 採点基準・評価基準の作成過程においても、若手の法曹に問題を解かせて実際に採点・評価してみた結果を検証するといったモニタリングを取り入れることが必要である。

以上